

平成 28 (2016) 年度 法学研究科博士課程前期 2 年の課程 入学試験問題 (一般選抜)

科目名 : 民事訴訟法

問題 1

確定判決の既判力は、裁判所の判断のうち「主文に包含するもの」に及び、原則として理由中の判断には及ばないとされる (民事訴訟法 114 条参照)。この規律の利点と欠点を、それぞれ説明しなさい。また、右欠点を補うために用いることのできる法律上又は解釈上の方策があれば、あわせて説明しなさい。

## 問題 2

以下に掲げる文章は、最高裁判所第三小法廷平成 20 年 11 月 25 日決定（最高裁判所民事判例集 62 卷 10 号 2507 頁）の判旨の一部であり、主要な争点につき判断をした部分である（一部括弧を省略してある。）。この文章を読み、銀行の稟議書について文書提出義務の除外事由にあたるか否かを判断したリーディング・ケース（最 2 小決平成 11 年 11 月 12 日民集 53 卷 8 号 1787 頁）の判断枠組みと対照しつつ、民事訴訟法的観点から問題点につき論評しなさい。

「文書提出命令の対象文書に職業の秘密に当たる情報が記載されていても、所持者が民法 220 条 4 号ハ、197 条 1 項 3 号に基づき文書の提出を拒絶することができるのは、対象文書に記載された職業の秘密が保護に値する秘密に当たる場合に限られ、当該情報が保護に値する秘密であるかどうかは、その情報の内容、性質、その情報が開示されることにより所持者に与える不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、当該民事事件の証拠として当該文書を必要とする程度等の諸事情を比較衡量して決すべきものである。

一般に、金融機関が顧客の財務状況、業務状況等について分析、評価した情報は、これが開示されれば当該顧客が重大な不利益を被り、当該顧客の金融機関に対する信頼が損なわれるなど金融機関の業務に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になるものといえるから、金融機関の職業の秘密に当たると解され、本件分析評価情報も原告人の職業の秘密に当たると解される。

しかし、本件分析評価情報は、前記のとおり民事再生手続開始決定前の財務状況、業務状況等に関するものであるから、これが開示されても A が受ける不利益は小さく、原告人の業務に対する影響も通常は軽微なものであると考えられる。一方、本案訴訟は必ずしも軽微な事件であるとはいえず、また、本件文書は、原告人と相手方らとの間の紛争発生以前に作成されたもので、しかも、監督官庁の事後的検証に備える目的もあって保存されたものであるから、本件分析評価情報部分は、A の経営状態に対する原告人の率直かつ正確な認識が記載されているものと考えられ、本案訴訟の争点を立証する書証としての証拠価値は高く、これに代わる中立的・客観的な証拠の存在はうかがわれない。

そうすると、本件分析評価情報は、原告人の職業の秘密には当たるが、保護に値する秘密には当たらないというべきであり、原告人は、本件分析評価情報部分の提出を拒絶することはできない。」